女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-D-04-0004_改 1
提出年月日	2021年6月15日

工事計画に係る説明資料 (原子炉冷却系統施設の基本設計方針 【個別項目】に係る説明資料)

2021年6月

東北電力株式会社

変更前	変更後
第2章 個別項目	第2章 個別項目
1. 原子炉冷却材	1. 原子炉冷却材
原子炉冷却材は,通常運転時における圧力,温度及び放射線によって起	変更なし
こる最も厳しい条件において,核的性質として核反応断面積が核反応維持	
のために適切であり,熱水力的性質として冷却能力が適切であることを保	
持し、かつ、燃料体及び構造材の健全性を妨げることのない性質であり、	
通常運転時において放射線に対して化学的に安定であることを保持する	
設計とする。	
【25条1】	
2. 原子炉冷却材再循環設備	2. 原子炉冷却材再循環設備
2.1 原子炉再循環系	変更なし
原子炉再循環系は,原子炉再循環ポンプ及び原子炉圧力容器内に設け	
られたジェットポンプにより,原子炉冷却材を原子炉圧力容器内に循環	
させて、炉心から熱除去を行う。	
【33 条 2】	
原子炉再循環ポンプの 1 台が急速停止又は電源喪失の場合でも,燃	
料棒が十分な熱的余裕を有し,かつ,タービン・トリップ又は負荷遮断	
直後の原子炉出力を抑制できるように,原子炉再循環系は適切な慣性を	
有する設計とする。	
【33条9】	
3. 原子炉冷却材の循環設備	3. 原子炉冷却材の循環設備
3.1 主蒸気系,復水給水系等	3.1 主蒸気系,復水給水系等

変更前	変更後
炉心で発生した蒸気は,原子炉圧力容器内の気水分離器及び蒸気乾燥	炉心で発生した蒸気は,原子炉圧力容器内の気水分離器及び蒸気乾燥
器を経た後、主蒸気管で蒸気タービンに導く設計とする。	器を経た後、主蒸気管で蒸気タービンに導く設計とする。
なお, 主蒸気管には, 主蒸気逃がし安全弁及び主蒸気隔離弁を取り付	なお, 主蒸気管には, 主蒸気逃がし安全弁及び主蒸気隔離弁を取り付
ける設計とする。	ける設計とする。
【33 条 3】	【33 条 3】
蒸気タービンを出た蒸気は復水器で復水する。復水は、復水ポンプ、	蒸気タービンを出た蒸気は復水器で復水する。復水は、復水ポンプ、
復水浄化系及び給水加熱器を通り,給水ポンプにより発電用原子炉に戻	復水浄化系及び給水加熱器を通り,給水ポンプにより発電用原子炉に戻
す設計とする。主蒸気管には、タービンバイパス系を設け、蒸気を復水	す設計とする。主蒸気管には、タービンバイパス系を設け、蒸気を復水
器へバイパスできる設計とする。	器へバイパスできる設計とする。
【33 条 5】	【33 条 5】
復水給水系には復水中の核分裂生成物及び腐食生成物を除去するた	復水給水系には復水中の核分裂生成物及び腐食生成物を除去するた
めに復水浄化系を設け,高純度の給水を発電用原子炉へ供給できる設計	めに復水浄化系を設け,高純度の給水を発電用原子炉へ供給できる設計
とする。また,4段の低圧給水加熱器及び2段の高圧給水加熱器を設け,	とする。また,4段の低圧給水加熱器及び2段の高圧給水加熱器を設け,
発電用原子炉への適切な給水温度を確保できる設計とする。	発電用原子炉への適切な給水温度を確保できる設計とする。
【33 条 6】	【33条6】
タービンバイパス系は,原子炉起動時,停止時,通常運転時及び過渡	タービンバイパス系は,原子炉起動時,停止時,通常運転時及び過渡
状態において, 原子炉蒸気を直接復水器に導き, 原子炉定格蒸気流量の	状態において, 原子炉蒸気を直接復水器に導き, 原子炉定格蒸気流量の
約25%を処理できる設計とする。	約25%を処理できる設計とする。
【33条7】	【33条7】
3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ	3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は,通常運転時,運転時	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時
の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃,炉心の反応度の	の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃, 炉心の反応度の
変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成す	変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成す

変更前	変更後
る機器に加わる負荷に耐える設計とする。	る機器に加わる負荷に耐える設計とする。
【27 条 1】	【27条1】
設計における衝撃荷重として、冷却材喪失事故に伴うジェット反力	設計における衝撃荷重として、冷却材喪失事故に伴うジェット反力
等,安全弁等の開放に伴う荷重を考慮するとともに,反応度が炉心に投	等,安全弁等の開放に伴う荷重を考慮するとともに,反応度が炉心に投
入されることにより原子炉冷却系の圧力が増加することに伴う荷重の	入されることにより原子炉冷却系の圧力が増加することに伴う荷重の
増加(浸水燃料の破損に加えて、ペレット/被覆管機械的相互作用を原	増加(浸水燃料の破損に加えて、ペレット/被覆管機械的相互作用を原
因とする破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む。)を考慮した	因とする破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む。)を考慮した
設計とする。	設計とする。
【27 条 2】	【27条2】
原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。	原子炉冷却材圧力バウンダリは、次の範囲の機器及び配管とする。
【27 条 3】	【27条3】
(1) 原子炉圧力容器及びその付属物(本体に直接付けられるもの及び	(1) 原子炉圧力容器及びその付属物(本体に直接付けられるもの及び
制御棒駆動機構ハウジング等)	制御棒駆動機構ハウジング等)
【27条4】	【27条4】
(2) 原子炉冷却系を構成する機器及び配管(主蒸気管及び給水管のう	(2) 原子炉冷却系を構成する機器及び配管(主蒸気管及び給水管のう
ち発電用原子炉側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲)	ち発電用原子炉側からみて第二隔離弁を含むまでの範囲)
【27 条 5】	【27 条 5】
(3) 接続配管	(3) 接続配管
(一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発	(一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発
電用原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。	電用原子炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。
	(二) 通常時又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常時
	閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原子
	炉側からみて、第二隔離弁を含むまでの範囲とする。
(二) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発	(三) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののう

変更前	変更後
電用原子炉側からみて、第一隔離弁を含むまでの範囲とする。	ち, (二)以外のものは, 発電用原子炉側からみて, 第一隔離弁
	を含むまでの範囲とする。
(三) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心	(四) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心
冷却系等も(一)に準ずる。	冷却系等も(一)に準ずる。
(四) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時	(五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時
施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。
なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管	なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管
理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(二)に該当する。	理を行う弁は,開となるおそれがなく,上記(三)に該当する。
【27条6】	【27条6】
また,原子炉冷却材圧力バウンダリは,以下に述べる事項を十分満足	また, 原子炉冷却材圧力バウンダリは, 以下に述べる事項を十分満足
するように設計、材料選定を行う。	するように設計,材料選定を行う。
【27条7】	【27条7】
通常運転時において出力運転中,原子炉圧力制御系により原子炉圧力	通常運転時において出力運転中,原子炉圧力制御系により原子炉圧力
を一定に保持する設計とする。原子炉起動,停止時の加熱・冷却率を一	を一定に保持する設計とする。原子炉起動,停止時の加熱・冷却率を一
定の値以下に抑える等の配慮をする。	定の値以下に抑える等の配慮をする。
タービン・トリップ, 主蒸気隔離弁閉鎖等の運転時の異常な過渡変化	タービン・トリップ, 主蒸気隔離弁閉鎖等の運転時の異常な過渡変化
時において、「主蒸気止め弁閉」、「主蒸気隔離弁閉」等の原子炉スクラ	時において,「主蒸気止め弁閉」,「主蒸気隔離弁閉」等の原子炉スクラ
ム信号を発する安全保護装置を設けること,また主蒸気逃がし安全弁を	ム信号を発する安全保護装置を設けること,また主蒸気逃がし安全弁を
設けること等により,原子炉冷却材圧力バウンダリ過渡最大圧力が原子	設けること等により,原子炉冷却材圧力バウンダリ過渡最大圧力が原子
炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力の 1.1 倍の圧力(9.48MPa)を	炉冷却材圧力バウンダリの最高使用圧力の 1.1 倍の圧力(9.48MPa)を
超えない設計とする。	超えない設計とする。
【27条8】	【27条8】
設計基準事故時のうち原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題	設計基準事故時のうち原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が問題
となる可能性がある制御棒落下事象については、「原子炉周期(ペリオ	となる可能性がある制御棒落下事象については、「原子炉周期(ペリオ

変更前	変更後
ド)短」,「中性子束高」 等の原子炉スクラム信号を発する安全保護装置	ド)短」,「中性子束高」等の原子炉スクラム信号を発する安全保護装置
を設け、制御棒落下速度リミッタ、制御棒価値ミニマイザなどの対策と	を設け、制御棒落下速度リミッタ、制御棒価値ミニマイザなどの対策と
相まって,設計基準事故時の燃料の二酸化ウランの最大エンタルピを抑	相まって,設計基準事故時の燃料の二酸化ウランの最大エンタルピを抑
え、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。	え、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保できる設計とする。
【27 条 9】	【27条9】
原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管及び機器の材料は,耐食	原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管及び機器の材料は,耐食
性を考慮して選定する。	性を考慮して選定する。
【27 条 10】	【27条10】
3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等
原子炉冷却材圧力バウンダリには,原子炉冷却材圧力バウンダリに接	原子炉冷却材圧力バウンダリには,原子炉冷却材圧力バウンダリに接
続する配管等が破損することによって,原子炉冷却材の流出を制限する	続する配管等が破損することによって,原子炉冷却材の流出を制限する
ために配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し,適切に隔離弁	ために配管系の通常運転時の状態及び使用目的を考慮し,適切に隔離弁
を設ける設計とする。	を設ける設計とする。
【28条1】	【28 条 1】
なお, 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は, 以下のとおり	なお, 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁の対象は, 以下のとおり
とする。	とする。
(一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発	(一) 通常時開及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発
電用原子炉側からみて,第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とす	電用原子炉側からみて,第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とす
る。	る。
	(二) 通常時開又は設計基準事故時に開となるおそれがある通常
	時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発電用原
	子炉側からみて、第一隔離弁及び第二隔離弁を対象とする。
(二) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するものは,発	(三) 通常時閉及び設計基準事故時閉となる弁を有するもののう

変更前	変更後
電用原子炉側からみて、第一隔離弁を対象とする。	ち, (二)以外のものは, 発電用原子炉側からみて, 第一隔離弁
	を対象とする。
(三) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心	(四) 通常時閉及び冷却材喪失時開となる弁を有する非常用炉心
冷却系等も発電用原子炉側からみて第一隔離弁及び第二隔離	冷却系等も,発電用原子炉側からみて第一隔離弁及び第二隔離
弁を対象とする。	弁を対象とする。
(四) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁、逆止弁、通常時	(五) 上記において「隔離弁」とは、自動隔離弁,逆止弁,通常時
施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。	施錠管理等でロックされた閉止弁及び遠隔操作閉止弁をいう。
なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管	なお,通常時閉,設計基準事故時閉となる手動弁のうち個別に施錠管
理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(二)に該当することから、	理を行う弁は、開となるおそれがなく、上記(三)に該当することから、
発電用原子炉側からみて第一隔離弁を対象とする。	発電用原子炉側からみて第一隔離弁を対象とする。
【28条2】	【28条2】
3.4 主蒸気逃がし安全弁の機能	<ol> <li>3.4 主蒸気逃がし安全弁の機能</li> </ol>
3.4.1 系統構成	3.4.1 系統構成
主蒸気逃がし安全弁は、バネ式安全弁に、外部から強制的に開閉	主蒸気逃がし安全弁は、バネ式安全弁に、外部から強制的に開閉
を行うアクチュエータを取付けたもので, 排気はサプレッションチ	を行うアクチュエータを取付けたもので, 排気はサプレッションチ
ェンバのプール水面下に導き,原子炉冷却系の過度の圧力上昇を防	ェンバのプール水面下に導き,原子炉冷却系の過度の圧力上昇を防
止できる設計とする。	止できる設計とする。
【33条4】	【33条4】
自動減圧系は,中小破断の冷却材喪失事故時に原子炉蒸気をサプ	自動減圧系は,中小破断の冷却材喪失事故時に原子炉蒸気をサプ
レッションチェンバのプール水中へ逃がし,原子炉圧力を速やかに	レッションチェンバのプール水中へ逃がし,原子炉圧力を速やかに
低下させて,残留熱除去系(低圧注水モード)又は低圧炉心スプレ	低下させて,残留熱除去系(低圧注水モード)又は低圧炉心スプレ
イ系による注水を可能とし, 炉心冷却を行うことができる設計とす	イ系による注水を可能とし、 炉心冷却を行うことができる設計とす
る。	る。

 $\neg$ 

変更前	変更後
【32条8】	【32条8】
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設計基準事
	故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合にお
	いても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するた
	め,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故
	等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を設ける設計とする。
	【61条1】
	主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故
	等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁は,中央制御室からの遠隔
	手動操作により,主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレー
	タ又は主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧
	された窒素をアクチュエータのピストンに供給することで作動し,
	蒸気を排気管によりサプレッションチェンバのプール水面下に導
	き凝縮させることで,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設
	計とする。
	【61条5】
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,炉心
	損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合にお
	いて, 高圧溶融物放出及び格納容器雰囲気直接加熱による原子炉格
	納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,主蒸気
	逃がし安全弁は,中央制御室からの遠隔手動操作により,主蒸気逃
	がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ又は主蒸気逃がし安全
	弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエ
	ータのピストンに供給することで作動し,蒸気を排気管によりサプ

変更前	変更後
	レッションチェンバのプール水面下に導き凝縮させることで,原子
	炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。
	【61 条 19】
	<ul> <li>3.4.2 環境条件等</li> <li>主蒸気逃がし安全弁は,想定される重大事故等時に確実に作動するように,原子炉格納容器内に設置し,制御用空気が喪失した場合に使用する高圧窒素ガス供給系(非常用)及び代替高圧窒素ガス供給系の高圧窒素ガスボンベの容量の設定も含めて,想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は,中央制御室で可能な設計とする。</li> </ul>
3.4.2 主蒸気逃がし安全弁の容量	3.4.3 主蒸気逃がし安全弁の容量
主蒸気逃がし安全弁は、ベローズと補助背圧平衡ピストンを備え	主蒸気逃がし安全弁は、ベローズと補助背圧平衡ピストンを備え
たバネ式の平衡形安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュ	たバネ式の平衡形安全弁に、外部から強制的に開閉を行うアクチュ
エータを取付けたもので,蒸気圧力がスプリングの設定圧力に達す	エータを取付けたもので、蒸気圧力がスプリングの設定圧力に達す
ると自動開放するほか,外部信号によってアクチュエータのピスト	ると自動開放するほか,外部信号によってアクチュエータのピスト
ンに窒素圧力を供給して弁を強制的に開放することができるもの	ンに窒素圧力を供給して弁を強制的に開放することができるもの
を使用し,サプレッションチェンバからの背圧変動が主蒸気逃がし	を使用し,サプレッションチェンバからの背圧変動が主蒸気逃がし
安全弁の設定圧力に影響を与えない設計とする。なお、主蒸気逃が	安全弁の設定圧力に影響を与えない設計とする。なお、主蒸気逃が
し安全弁は、11個設置する設計とする。	し安全弁は、11個設置する設計とする。
主蒸気逃がし安全弁の排気は,排気管によりサプレッションチェ	主蒸気逃がし安全弁の排気は,排気管によりサプレッションチェ
ンバのプール水面下に導き凝縮する設計とする。	ンバのプール水面下に導き凝縮する設計とする。

変更前	変更後
【20条6】	【20条6】【57条6】
主蒸気逃がし安全弁の容量は,原子炉冷却材圧力バウンダリの過	主蒸気逃がし安全弁の容量は,原子炉冷却材圧力バウンダリの過
度の圧力上昇を抑えるため, 吹出し圧力と設置個数とを適切に組み	度の圧力上昇を抑えるため,吹出し圧力と設置個数とを適切に組み
合わせることにより,原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上	合わせることにより,原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上
を有する設計とする。	を有する設計とする。
なお,容量は運転時の異常な過度変化時に,原子炉冷却材圧力バ	なお, 容量は運転時の異常な過度変化時に, 原子炉冷却材圧力バ
ウンダリの圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要	ウンダリの圧力を最高使用圧力の 1.1 倍以下に保持するのに必要
な容量を算定する。	な容量を算定する。
【20条7】	【20条7】【57条7】
	<ul> <li>3.4.4 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)</li> <li>原子炉冷却材圧カバウンダリが高圧の状態であって,設計基準事 故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため,原子炉冷却材圧カバウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧</li> <li>[61条1]</li> <li>主蒸気逃がし安全弁の自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,主蒸気逃がし安全弁は,代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)からの信号により,主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータに蓄圧された窒素をアクチュエータのピス</li> </ul>
	トンに供給することで作動し,蒸気を排気管によりサプレッション チェンバのプール水面下に導き凝縮させることで,原子炉冷却材圧
	ノエンハ00ノール小面下に辱き婉補させることで,原于炉行却材圧 -

変更前	変更後
	カバウンダリを減圧できる設計とする。
	【61 条 2】
	3.4.5 主蒸気逃がし安全弁の機能回復
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸
	気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として,主
	蒸気逃がし安全弁の作動に必要な窒素ガスが喪失した場合におい
	ても、高圧窒素ガス供給系(非常用)及び代替高圧窒素ガス供給系
	を使用できる設計とする。
	【61 条 10】
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸
	気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として,可
	搬型代替直流電源設備及び主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を
	使用できる設計とする。
	【61条7】
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸
	気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として,可
	搬型代替直流電源設備は,主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な常設
	直流電源系統が喪失した場合においても, 125V 直流電源切替盤を
	切り替えることにより,主蒸気逃がし安全弁(11個)の作動に必
	要な電源を供給できる設計とする。
	【61条8】
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち,主蒸
	気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として,主

 $\frac{1}{1}$ 

変更前	変更後
	蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池は,主蒸気逃がし安全弁の作動に
	必要な常設直流電源系統が喪失した場合においても,主蒸気逃がし
	安全弁の作動回路に接続することにより,主蒸気逃がし安全弁(2
	個)を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。
	【61条9】
	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等
	対処設備として,主蒸気逃がし安全弁は,可搬型代替直流電源設備
	により作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧
	し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。
	【61 条 17】
	全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の重大事故等
	対処設備として,主蒸気逃がし安全弁は,常設代替交流電源設備又
	は可搬型代替交流電源設備により所内常設蓄電式直流電源設備を
	受電し,作動に必要な直流電源が供給されることにより機能を復旧
	し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧できる設計とする。
	【61 条 18】
	3.4.6 原子炉冷却材の漏えい量抑制
	インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備と
	して, 主蒸気逃がし安全弁は, 中央制御室からの手動操作によって
	作動させ,原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることで原子炉
	冷却材の漏えいを抑制できる設計とする。
	【61 条 20】

変更前	変更後
4. 残留熱除去設備	4. 残留熱除去設備
4.1 残留熱除去系	4.1 残留熱除去系
4.1.1 低圧注水モード	4.1.1 低圧注水モード
残留熱除去系(低圧注水モード)は,大破断の冷却材喪失事故時	残留熱除去系(低圧注水モード)は,大破断の冷却材喪失事故時
には低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系と連携して,中小	には低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系と連携して,中小
破断の冷却材喪失事故時には高圧炉心スプレイ系あるいは自動減	破断の冷却材喪失事故時には高圧炉心スプレイ系あるいは自動減
圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し,非常用交流電源設備に	圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し,非常用交流電源設備に
結ばれた電動機駆動ポンプにより,サプレッションチェンバのプー	結ばれた電動機駆動ポンプにより,サプレッションチェンバのプー
ル水を直接炉心シュラウド内に注水する設計とする。	ル水を直接炉心シュラウド内に注水する設計とする。
【32条7】	【32条7】
4.1.2 原子炉停止時冷却モード	4.1.2 原子炉停止時冷却モード
(1) 系統構成	(1) 系統構成
発電用原子炉を停止した場合において,燃料要素の許容損傷限界	発電用原子炉を停止した場合において,燃料要素の許容損傷限界
及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要	及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要
なパラメータが設計値を超えないようにするため,原子炉圧力容器	なパラメータが設計値を超えないようにするため,原子炉圧力容器
内において発生した残留熱を除去することができる設備として残	内において発生した残留熱を除去することができる設備として残
留熱除去系を設ける設計とする。	留熱除去系を設ける設計とする。
残留熱除去系の冷却速度は,原子炉冷却材圧力バウンダリの加	残留熱除去系の冷却速度は、原子炉冷却材圧力バウンダリの加
熱・冷却速度の制限値(55℃/h)を超えないように制限できる設計	熱・冷却速度の制限値(55℃/h)を超えないように制限できる設計
とする。	とする。
【33条15】	【33 条 15】
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する
	ための設備として, 想定される重大事故等時において, 設計基準事

変更前	変更後
	故対処設備である残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が使用
	できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用で
	きる設計とする。
	【62 条 3】
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として,想定される
	重大事故等時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去系
	(原子炉停止時冷却モード)が使用できる場合は重大事故等対処設
	備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【63 条 2】
	発電用原子炉停止中において全交流動力電源喪失又は原子炉補
	機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポ
	ート系の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が
	起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設代替交流電源
	設備を使用し、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)を復旧で
	きる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)は、常
	設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し,原子炉冷却材
	を原子炉圧力容器から残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交
	換器を経由して原子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却でき
	る設計とする。本系統に使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原
	子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供
	給できる設計とする。
	【62 条 50】
	残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)の流路として,設計基
	準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力

変更前	変更後
	容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,流
	路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【62条58】【63条4】
	(2) 多様性,位置的分散等
	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)は,設計基準事故対処
	設備であるとともに, 重大事故等時においても使用するため, 重大
	事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただ
	し,多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基
	準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方針の
	うち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しな
	۷ ک <sub>و</sub>
	【62 条 59】【63 条 45】
4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード	4.1.3 格納容器スプレイ冷却モード
(1) 系統構成	(1) 系統構成
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に
生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納	生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納
容器の安全性を損なうことを防止するため,原子炉格納容器内にお	容器の安全性を損なうことを防止するため,原子炉格納容器内にお
いて発生した熱を除去する設備として,残留熱除去系(格納容器ス	いて発生した熱を除去する設備として,残留熱除去系(格納容器ス
プレイ冷却モード)を設ける設計とする。	プレイ冷却モード)を設ける設計とする。
【44条26】	【44 条 26】
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,冷却材喪失事	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,冷却材喪失事
故時に,サプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及び	故時に,サプレッションチェンバのプール水をドライウェル内及び
サプレッションチェンバ内にスプレイすることにより,環境に放出	サプレッションチェンバ内にスプレイすることにより,環境に放出

変更前	変更後
される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。	される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。
【44 条 24】	【44条24】
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,原子炉冷却材	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,原子炉冷却材
圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも,放出さ	圧力バウンダリ配管の最も過酷な破断を想定した場合でも,放出さ
れるエネルギによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力,温度	れるエネルギによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力,温度
が最高使用圧力,最高使用温度を超えないようにし,かつ,原子炉	が最高使用圧力,最高使用温度を超えないようにし,かつ,原子炉
格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより,放射性	格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより,放射性
物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。	物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。
【44 条 27】	【44条27】
残留熱除去設備のうち,サプレッションチェンバのプール水を水	残留熱除去設備のうち,サプレッションチェンバのプール水を水
源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは,原子炉格	源として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは,原子炉格
納容器内の圧力及び温度並びに原子炉冷却材中の異物の影響につ	納容器内の圧力及び温度並びに原子炉冷却材中の異物の影響につ
いて「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置	いて「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置
の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院第 5 号(平	の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院第 5 号(平
成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性	成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定))によるろ過装置の性
能評価により,設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水	能評価により,設計基準事故時に想定される最も小さい有効吸込水
頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。	頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。
【44 条 28】	【44条28】
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の仕様は,設置(変	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の仕様は,設置(変
更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とす	更)許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とす
る。	る。
【44 条 29】	【44条29】
残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は, テストライン	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は, テストライン
を構成することにより,発電用原子炉の運転中に試験ができる設計	を構成することにより,発電用原子炉の運転中に試験ができる設計

変更前	変更後
とする。また,設計基準事故時に動作する弁については,残留熱除	とする。また,設計基準事故時に動作する弁については,残留熱除
去系ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。	去系ポンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。
【44 条 31】	【44条31】
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として,想定される
	重大事故等時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去系
	(格納容器スプレイ冷却モード)が使用できる場合は重大事故等対
	処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【63 条 2】
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の流路として,設
	計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備とし
	て使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備
	としての設計を行う。
	【63 条 55】
	(2) 多様性,位置的分散等
	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)は,設計基準事故
	対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、
	重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。
	ただし,多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設
	計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備の基本方
	針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用
	しない。
	【63 条 45】
4.1.4 サプレッションプール水冷却モード	4.1.4 サプレッションプール水冷却モード

変更前	変更後
(1) 系統構成	(1) 系統構成
残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード)は, サプレ	残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は, サプ
ッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却できる	ッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却でき
設計とする。	設計とする。
【33条16】	【33 条 16】
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として,想定され
	重大事故等時において,設計基準事故対処設備である残留熱除去
	(サプレッションプール水冷却モード)が使用できる場合は重大
	故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【63 条 2】
	残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) の流路と
	て,設計基準対象施設である原子炉格納容器を重大事故等対処設
	として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対
	設備としての設計を行う。
	【63条56】
	(2) 多様性,位置的分散等
	残留熱除去系 (サプレッションプール水冷却モード) は, 設計
	準事故対処設備であるとともに,重大事故等時においても使用す
	ため,重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適
	する。 ただし, 多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき
	象の設計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備
	基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方
	は適用しない。
	【63 条 45】

変更前	変更後
<ul> <li>4.1.5 燃料プール冷却 残留熱除去系は,使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とす る。残留熱除去系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系(原 子炉補機冷却海水系を含む。)を経て,最終ヒートシンクである海 へ輸送できる設計とする。</li> <li>【26条26】【26条27】</li> </ul>	<ul> <li>4.1.5 燃料プール冷却 残留熱除去系は,使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とす る。残留熱除去系熱交換器で除去した熱は,原子炉補機冷却水系(原 子炉補機冷却海水系を含む。)を経て,最終ヒートシンクである海 へ輸送できる設計とする。</li> <li>【26条26】【26条27】</li> </ul>
	<ul> <li>4.2 原子炉格納容器フィルタベント系</li> <li>4.2.1 系統構成 設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送す る機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納 容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。) を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重 大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系を設け る設計とする。</li> <li>【63 条 1】 残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する 機能が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破 損を防止するための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器フ ィルタベント系は、フィルタ装置(フィルタ容器、スクラバ溶液、 金属繊維フィルタ、放射性よう素フィルタ)、フィルタ装置出口側 ラプチャディスク、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、原子炉 格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経由して、フィ</li> </ul>

変更前	変更後
	ルタ装置へ導き,放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設
	ける放出口から排出(系統設計流量 10.0kg/s(1Pd において))す
	ることで,排気中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減し
	つつ,原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場であ
	る大気へ輸送できる設計とする。
	【63条5】
	原子炉格納容器フィルタベント系を使用した場合に放出される
	放射性物質の放出量に対して,設置(変更)許可において敷地境界
	での線量評価を行い,実効線量が 5mSv 以下であることを確認して
	おり,原子炉格納容器フィルタベント系はこの評価条件を満足する
	設計とする。
	【63条6】
	フィルタ装置は 3 台を並列に設置し, 排気中に含まれる粒子状
	放射性物質,ガス状の無機よう素及び有機よう素を除去できる設計
	とする。また、無機よう素をスクラバ溶液中に捕集・保持するため
	にアルカリ性の状態(待機状態において pH13 以上)に維持する設
	計とする。
	【63 条 7】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,サプレッションチェンバ及
	びドライウェルと接続し、いずれからも排気できる設計とする。サ
	プレッションチェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバ
	の水面からの高さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドラ
	イウェル床面からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部より
	も高い位置に接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水

変更前	変更後
	没の悪影響を受けない設計とする。
	【63条8】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,排気中に含まれる可燃性ガ
	スによる爆発を防ぐため,可搬型窒素ガス供給系により,系統内を
	不活性ガス (窒素) で置換した状態で待機させ, 原子炉格納容器べ
	ント開始後においても不活性ガス (窒素) で置換できる設計とする
	とともに,系統内に可燃性ガスが蓄積する可能性のある箇所にはバ
	イパスラインを設け,可燃性ガスを連続して排出できる設計とする
	ことで,系統内で水素濃度及び酸素濃度が可燃領域に達することを
	防止できる設計とする。
	【63条9】
	可搬型窒素ガス供給系は,可燃性ガスによる爆発及び原子炉格納
	容器の負圧破損を防止するために,可搬型窒素ガス供給装置を用い
	て原子炉格納容器内に不活性ガス (窒素)の供給が可能な設計とす
	る。
	【63 条 12】
	可搬型窒素ガス供給装置は,車両内に搭載された可搬型窒素ガス
	供給装置発電設備により給電できる設計とする。
	【63 条 57】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,他の発電用原子炉施設とは
	共用しない設計とする。また,原子炉格納容器フィルタベント系と
	他の系統・機器を隔離する弁は,直列で2個設置(ベント用非常用
	ガス処理系側隔離弁(T48-F020)と格納容器排気非常用ガス処理
	系側止め弁(T48-F045)(原子炉格納施設のうち「3.6.1 原子炉

変更前	変更後
	格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち
	「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用), ベ
	ント用換気空調系側隔離弁(T48-F021)と格納容器排気換気空調
	系側止め弁(T48-F046)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉
	格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち
	「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用),原
	子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁 (T48-F043) (原子
	炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の
	設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタ
	ベント系」の設備として兼用)と原子炉格納容器耐圧強化ベント用
	連絡配管止め弁(T48-F044)(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原
	子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のう
	ち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用))
	し, 原子炉格納容器フィルタベント系と他の系統・機器を確実に隔
	離することで悪影響を及ぼさない設計とする。
	【63 条 10】
	原子炉格納容器フィルタベント系の使用に際しては,原子炉格納
	容器が負圧とならないよう,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等
	による原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用を保安規定
	に定めて管理する。原子炉格納容器フィルタベント系の使用後に再
	度,原子炉格納容器内にスプレイする場合においても,原子炉格納
	容器内圧力が規定の圧力まで減圧した場合には,原子炉格納容器内
	へのスプレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。
	【63条11】

変更前	変更後
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置され
	る隔離弁は、遠隔手動弁操作設備(個数 4)(原子炉格納施設のう
	ち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷
	却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設
	備として兼用)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設
	計とする。
	【63 条 15】
	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については,常設代替交流
	電源設備,可搬型代替交流電源設備,所内常設蓄電式直流電源設備,
	常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電に
	より、中央制御室から操作が可能な設計とする。
	【63 条 17】
	系統内に設けるフィルタ装置出口側ラプチャディスクは,原子炉
	格納容器フィルタベント系の使用の妨げにならないよう,原子炉格
	納容器からの排気圧力と比較して十分に低い圧力で破裂する設計
	とする。
	【63 条 18】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,代替淡水源から,大容量送
	水ポンプ (タイプ I ) によりフィルタ装置にスクラバ溶液を補給で
	きる設計とする。
	【63 条 20】
	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置され
	る隔離弁に設ける遠隔手動弁操作設備の操作場所は,原子炉建屋付
	属棟内とし、サプレッションチェンバベント用出口隔離弁(T48-

変更前	変更後
	F022)の操作を行う原子炉建屋地下 1 階及びドライウェルベント
	用出口隔離弁(T48-F019)の操作を行う原子炉建屋地上1階に遮蔽
	体(遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原
	子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉冷却系統施設のう
	ち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備として兼用)
	(以下同じ。))を設置し、放射線防護を考慮した設計とする。遠隔
	手動弁操作設備遮蔽は、炉心の著しい損傷時においても、原子炉格
	納容器フィルタベント系の隔離弁操作ができるよう,どちらの遮蔽
	体においても鉛厚さ 2mm の遮蔽厚さを有する設計とする。
	【63 条 16】
	原子炉格納容器フィルタベント系に使用するホースの敷設等は,
	ホース延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び
	貯蔵施設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷
	却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設
	備として兼用)により行う設計とする。
	【63 条 22】
	原子炉格納容器フィルタベント系の流路として,設計基準対象施
	設である原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用するこ
	とから,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計
	を行う。
	【63 条 23】
	4.2.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散
	原子炉格納容器フィルタベント系は,残留熱除去系(格納容器ス

変更前	変更後
	プレイ冷却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水
	系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、ポ
	ンプ及び熱交換器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気
	へ熱を輸送できる設計とすることで,残留熱除去系及び原子炉補機
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)に対して、多様性を有
	する設計とする。
	【63条46】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,排出経路に設置される隔離
	弁の電動弁を常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,所
	内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替
	直流電源設備からの給電による遠隔操作を可能とすること又は遠
	隔手動弁操作設備を用いた人力による遠隔操作を可能とすること
	で、非常用交流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系
	(格納容器スプレイ冷却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉
	補機冷却海水系を含む。)に対して、多様性を有する設計とする。
	【63条47】
	原子炉格納容器フィルタベント系のフィルタ装置及びフィルタ
	装置出口側ラプチャディスクは,原子炉建屋原子炉棟内に設置し,
	原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱
	交換器,原子炉建屋付属棟内の原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉
	補機冷却水系熱交換器並びに屋外の海水ポンプ室の原子炉補機冷
	却海水ポンプと異なる区画に設置することで,残留熱除去系及び原
	子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因に
	よって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とす

変更前	変更後
	る。
	【63 条 49】
	原子炉格納容器フィルタベント系は,除熱手段の多様性及び機器
	の位置的分散によって,残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系(原
	子炉補機冷却海水系を含む。)に対して独立性を有する設計とする。
	【63 条 50】
	4.3 耐圧強化ベント系
	4.3.1 系統構成
	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送す
	る機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格線
	容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。
	を防止するため,最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重
	大事故等対処設備として、耐圧強化ベント系を設ける設計とする
	【63 条 1】
	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する
	機能が喪失した場合に, 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の
	損を防止するための重大事故等対処設備として,耐圧強化ベントラ
	は,原子炉格納容器内雰囲気ガスを原子炉格納容器調気系等を経
	して,排気筒を通して原子炉建屋外に放出(系統設計流量10.0kg/
	(1Pd において)) することで, 原子炉格納容器内に蓄積した熱
	最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。
	【63 条 26】
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として使用する場

変更前	変更後
	合の耐圧強化ベント系は, 炉心損傷前に使用するため, 排気中に含
	まれる放射性物質及び可燃性ガスは微量である。
	【63 条 27】
	耐圧強化ベント系は,使用する際に弁により他の系統・機器と隔
	離することにより、悪影響を及ぼさない設計とする。
	【63 条 28】
	耐圧強化ベント系は,想定される重大事故等時において,原子炉
	格納容器が負圧とならない設計とする。耐圧強化ベント系の使用に
	際しては,原子炉格納容器代替スプレイ冷却系等による原子炉格納
	容器内へのスプレイを停止する運用を保安規定に定めて管理する。
	耐圧強化ベント系の使用後に再度,原子炉格納容器内にスプレイを
	する場合においても,原子炉格納容器内圧力が規定の圧力まで減圧
	した場合には,原子炉格納容器内へのスプレイを停止する運用を保
	安規定に定めて管理する。
	【63 条 29】
	耐圧強化ベント系使用時の排出経路に設置される隔離弁のうち
	電動弁(直流)(ドライウェルベント用出口隔離弁(T48-F019)及
	びサプレッションチェンバベント用出口隔離弁 (T48-F022)) は所
	内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備又は可搬型代替
	直流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。また, 排
	出経路に設置される隔離弁のうち電動弁(交流)(原子炉格納容器
	耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁(T48-F043)(原子炉格納施設の
	うち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の設備を原子炉
	冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設備として兼用)

変更前	変更後
	及び原子炉格納容器耐圧強化ベント用連絡配管止め弁(T48-F044)
	(原子炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント
	系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」
	の設備として兼用))については常設代替交流電源設備又は可搬型
	代替交流電源設備からの給電による操作が可能な設計とする。
	【63 条 30】
	電動弁(直流)については,遠隔手動弁操作設備(個数2)(原子
	炉格納施設のうち「3.5.1 原子炉格納容器フィルタベント系」の
	設備を原子炉冷却系統施設のうち「4.3 耐圧強化ベント系」の設
	備として兼用)によって人力による操作が可能な設計とし、隔離弁
	の操作における駆動源の多様性を有する設計とする。
	【63 条 31】
	耐圧強化ベント系はサプレッションチェンバ及びドライウェル
	と接続し、いずれからも排気できる設計とする。 サプレッションチ
	ェンバ側からの排気ではサプレッションチェンバの水面からの高
	さを確保し、ドライウェル側からの排気では、ドライウェルの床面
	からの高さを確保するとともに有効燃料棒頂部よりも高い位置に
	接続箇所を設けることで長期的にも溶融炉心及び水没の悪影響を
	受けない設計とする。
	【63 条 32】
	耐圧強化ベント系を使用した場合に放出される放射性物質の放
	出量に対して、設置(変更)許可において敷地境界での線量評価を
	行い,実効線量が 5mSv 以下であることを確認しており,耐圧強化
	ベント系はこの評価条件を満足する設計とする。

変更前	変更後
	【63条33】
	耐圧強化ベント系の流路として,設計基準対象施設である排気筒
	及び原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用することか
	ら,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行
	٥.
	【63 条 34】
	4.3.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散
	耐圧強化ベント系は,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モー
	ド)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と
	共通要因によって同時に機能を損なわないよう,ポンプ及び熱交換
	器を使用せずに最終的な熱の逃がし場である大気へ熱を輸送でき
	る設計とすることで,残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系(原子
	炉補機冷却海水系を含む。)に対して,多様性を有する設計とする。
	【63条46】
	耐圧強化ベント系の排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁
	(直流)は,所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備
	若しくは可搬型代替直流電源設備からの給電による遠隔操作を可
	能とすること又は遠隔手動弁操作設備を用いた人力による遠隔操
	作が可能な設計とし、排出経路に設置される隔離弁のうち電動弁
	(交流)は常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備
	からの給電による遠隔操作を可能とすること又は操作ハンドルを
	用いた人力による操作が可能な設計とすることで,非常用交流電源
	設備からの給電により駆動する残留熱除去系(格納容器スプレイ冷

変更前	変更後
	却モード)及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含
	む。)に対して、多様性を有する設計とする。
	【63 条 48】
	耐圧強化ベント系は,原子炉建屋原子炉棟内に設置し,原子炉建
	屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び残留熱除去系熱交換器,原
	子炉建屋付属棟内の原子炉補機冷却水ポンプ及び原子炉補機冷却
	水系熱交換器並びに屋外の海水ポンプ室の原子炉補機冷却海水ポ
	ンプと異なる区画に設置することで,残留熱除去系及び原子炉補機
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)と共通要因によって同
	時に機能を損なわないよう位置的分散を図った設計とする。
	【63条49】
	耐圧強化ベント系は,除熱手段の多様性及び機器の位置的分散に
	よって,残留熱除去系及び原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海
	水系を含む。)に対して独立性を有する設計とする。
	【63 条 50】
	4.4重大事故等の収束に必要となる水源
	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に,重大事故等の収束に必要
	となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて,発電用原子
	炉施設には,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重
	大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給するために必要な重
	大事故等対処設備として,サプレッションチェンバを重大事故等の収束
	に必要となる水源として設ける設計とする。
	【71条1】

変更前	変更後
	また,これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に,代替淡水 源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設ける設計とす る。 【71条2】 サプレッションチェンバ(容量2800m <sup>3</sup> ,個数1)は,想定される重大 事故等時において,重大事故等対処設備(設計基準拡張)である残留熱 除去系(格納容器スプレイ冷却モード)及び残留熱除去系(サプレッシ ョンプール水冷却モード)の水源として使用できる設計とする。 【71条7】 代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)は,想 定される重大事故等時において,原子炉格納容器フィルタベント系への 水補給の水源として使用できる設計とする。 【71条9】
<ul> <li>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備</li> <li>5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能 非常用炉心冷却設備は、工学的安全施設の一設備であって、高圧炉心 スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)及 び自動減圧系から構成する。</li> <li>これらの各系統は、冷却材喪失事故等が起こったときに、サプレッシ ョンチェンバのプール水又は復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器内 に注水し、又は原子炉蒸気をサプレッションチェンバのプール水中に逃 がし原子炉圧力を速やかに低下させるなどにより、炉心を冷却し、燃料 被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を</li> </ul>	<ul> <li>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備</li> <li>5.1 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備の機能 非常用炉心冷却設備は、工学的安全施設の一設備であって、高圧炉心 スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系(低圧注水モード)及 び自動減圧系から構成する。 これらの各系統は、冷却材喪失事故等が起こったときに、サプレッシ ョンチェンバのプール水又は復水貯蔵タンクの水を原子炉圧力容器内 に注水し、又は原子炉蒸気をサプレッションチェンバのプール水中に逃 がし原子炉圧力を速やかに低下させるなどにより、炉心を冷却し、燃料 被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を</li> </ul>

変更前	変更後
超えて上昇することを防止できる設計とするとともに,燃料の過熱によ	超えて上昇することを防止できる設計とするとともに, 燃料の過熱によ
る燃料被覆管の大破損を防ぎ,更にこれに伴うジルコニウムと水との反	る燃料被覆管の大破損を防ぎ,更にこれに伴うジルコニウムと水との反
応を無視しうる程度に抑え、著しく多量の水素を生じない設計とする。	応を無視しうる程度に抑え、著しく多量の水素を生じない設計とする。
【32条1】	【32条1】
非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過	非常用炉心冷却設備は,設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過
渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。【32条2】	渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。【32条2】
非常用炉心冷却設備又は残留熱除去設備のうち,サプレッションチェ	非常用炉心冷却設備又は残留熱除去設備のうち,サプレッションチェ
ンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転す	ンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転す
るポンプは,原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並	るポンプは,原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並
びに,原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は	びに,原子炉冷却材中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は
格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平	格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平
成 20・02・12 原院第 5 号 (平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制	成 20・02・12 原院第 5 号(平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制
定))によるろ過装置の性能評価により,設計基準事故時に想定される	定)) によるろ過装置の性能評価により,設計基準事故時に想定される
最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有する設計	最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有する設計
とする。	とする。
【32条3】	【32条3】
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち,サプレッションチ
	ェンバのプール水を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転
	するポンプは, 原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに, 原子炉冷却材
	中の異物の影響について「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備
	に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成 20・02・12 原院
	第5号(平成20年2月27日原子力安全・保安院制定))によるろ過装
	置の性能評価により,重大事故等時に想定される最も小さい有効吸込水
	頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする。

変更前	変更後
	【54条87】
非常用炉心冷却設備のうち,復水貯蔵タンクを水源として原子炉圧力	非常用炉心冷却設備のうち,復水貯蔵タンクを水源として原子炉圧に
容器へ注水するために運転するポンプは,復水貯蔵タンクの圧力及び温	容器へ注水するために運転するポンプは,復水貯蔵タンクの圧力及び
度により最も小さい有効吸込水頭においても,正常に機能する能力を有	度により, 想定される最も小さい有効吸込水頭においても, 正常に機
する設計とする。	する能力を有する設計とする。
【32条4】	【32条4】
	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のうち,復水貯蔵タンク
	ほう酸水注入系貯蔵タンク,淡水貯水槽(No.1),淡水貯水槽(No.2
	又は海を水源として原子炉圧力容器へ注水するために運転するポン
	は,復水貯蔵タンク,ほう酸水注入系貯蔵タンク,淡水貯水槽(No.1
	淡水貯水槽 (No.2) 又は海の圧力及び温度により, 想定される最も小
	い有効吸込水頭においても、正常に機能する能力を有する設計とする
	【54条88】
自動減圧系を除く非常用炉心冷却設備については,作動性を確認する	自動減圧系を除く非常用炉心冷却設備については,作動性を確認す
ため, 発電用原子炉の運転中に, テストラインを用いてポンプの作動試	ため, 発電用原子炉の運転中に, テストラインを用いてポンプの作動
験ができる設計とするとともに, 弁については単体で開閉試験ができる	験ができる設計とするとともに, 弁については単体で開閉試験ができ
設計とする。	設計とする。
【32条9】	【32条9】
自動減圧系については,発電用原子炉の運転中に主蒸気逃がし安全弁	自動減圧系については,発電用原子炉の運転中に主蒸気逃がし安全
の駆動用窒素供給圧力の確認を行うことで,非常用炉心冷却設備の能力	の駆動用窒素供給圧力の確認を行うことで,非常用炉心冷却設備の能
の維持状況を確認できる設計とする。なお、発電用原子炉停止中に、主	の維持状況を確認できる設計とする。なお、発電用原子炉停止中に、
蒸気逃がし安全弁の作動試験ができる設計とする。	蒸気逃がし安全弁の作動試験ができる設計とする。
【32 条 10】	【32条10】

変更前	変更後
5.2 高圧炉心スプレイ系	5.2 高圧炉心スプレイ系
5.2.1 系統構成	5.2.1 系統構成
高圧炉心スプレイ系は,大破断の冷却材喪失事故時には低圧炉心	高圧炉心スプレイ系は,大破断の冷却材喪失事故時には低圧炉心
スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)と連携し、中小破	スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)と連携し、中小破
断の冷却材喪失事故時には単独で炉心を冷却する機能を有し,非常	断の冷却材喪失事故時には単独で炉心を冷却する機能を有し,非常
用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより,復水貯蔵タン	用交流電源設備に結ばれた電動機駆動ポンプにより,復水貯蔵タン
クの水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取付	クの水又はサプレッションチェンバのプール水を炉心上部に取付
けられた高圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心にスプレ	けられた高圧炉心スプレイスパージャのノズルから炉心にスプレ
イする設計とする。	イする設計とする。
【32条5】	【32条5】
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する
	ための設備として, 想定される重大事故等時において, 設計基準事
	故対処設備である高圧炉心スプレイ系が使用できる場合は重大事
	故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【60条3】
	高圧炉心スプレイ系の流路として,設計基準対象施設である原子
	炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大
	事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について
	重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【60条4】
	インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処設備と
	して,高圧炉心スプレイ系注入隔離弁(E22-F003)は,現場で弁
	を操作することにより原子炉冷却材の漏えい箇所を隔離できる設
	計とする。

変更前	変更後
	<ul> <li>【61条22】</li> <li>なお,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系注入隔離 弁(E22-F003)を重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使 用できる設計とする。</li> <li>【61条23】</li> <li>また,インターフェイスシステム LOCA 発生時の重大事故等対処 設備として,原子炉建屋ブローアウトパネル(設置枚数1,開放差 圧 4.4kPa)(原子炉格納施設の設備を原子炉冷却系統施設のうち 「5.2 高圧炉心スプレイ系」の設備として兼用)は、高圧の原子 炉冷却材が原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいして蒸気となり,原子炉 建屋原子炉棟内の圧力が上昇した場合において,外気との差圧によ り自動的に開放し,原子炉建屋原子炉棟内の圧力及び温度を低下さ せることができる設計とする。</li> <li>【61条21】</li> </ul>
	<ul> <li>高圧炉心スプレイ系は、設計基準事故対処設備であるとともに、</li> <li>重大事故等時においても使用するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様</li> <li>性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。</li> <li>【60条14】</li> </ul>

変更前	変更後
5.3 低圧炉心スプレイ系	5.3 低圧炉心スプレイ系
5.3.1 系統構成	5.3.1 系統構成
低圧炉心スプレイ系は,大破断の冷却材喪失事故時には残留熱除	低圧炉心スプレイ系は,大破断の冷却材喪失事故時には残留熱除
去系(低圧注水モード)及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小	去系(低圧注水モード)及び高圧炉心スプレイ系と連携して、中小
破断の冷却材喪失事故時には高圧炉心スプレイ系あるいは自動減	破断の冷却材喪失事故時には高圧炉心スプレイ系あるいは自動減
圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し,非常用交流電源設備に	圧系と連携して炉心を冷却する機能を有し,非常用交流電源設備に
結ばれた電動機駆動ポンプにより,サプレッションチェンバのプー	結ばれた電動機駆動ポンプにより,サプレッションチェンバのプー
ル水を,炉心上部に取付けられた低圧炉心スプレイスパージャのノ	ル水を,炉心上部に取付けられた低圧炉心スプレイスパージャのノ
ズルから炉心にスプレイする設計とする。	ズルから炉心にスプレイする設計とする。
【32条6】	【32条6】
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する
	ための設備として, 想定される重大事故等時において, 設計基準事
	故対処設備である低圧炉心スプレイ系が使用できる場合は,重大事
	故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【62条3】
	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海
	水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、低圧炉心
	スプレイ系が起動できない場合の重大事故等対処設備として,常設
	代替交流電源設備を使用し,低圧炉心スプレイ系を復旧できる設計
	とする。 低圧炉心スプレイ系は、常設代替交流電源設備からの給電
	により機能を復旧し, 低圧炉心スプレイ系ポンプによりサプレッシ
	ョンチェンバのプール水を原子炉圧力容器へスプレイすることで
	炉心を冷却できる設計とする。本系統に使用する冷却水は, 原子炉
	補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代

変更前	変更後
	替冷却水系から供給できる設計とする。
	【62 条 27】
	低圧炉心スプレイ系の流路として,設計基準対象施設である原子
	炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大
	事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について
	重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【62条35】
	5.3.2 多様性,位置的分散等
	低圧炉心スプレイ系は,設計基準事故対処設備であるとともに,
	重大事故等時においても使用するため,重大事故等対処設備として
	の基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様性及び独立性
	並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はな
	いことから,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様
	性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	【62 条 59】
	5.4 高圧代替注水系
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設計基準事故対
	処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉
	心の著しい損傷を防止するために必要な重大事故等対処設備として,高
	圧代替注水系を設ける設計とする。
	また,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔
	離時冷却系が全交流動力電源及び常設直流電源系統の機能喪失により

変更前	変更後
	起動できない、かつ、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起
	動できない場合に, 高圧代替注水系を現場操作により起動できる設計と
	する。
	【60 条 1】
	高圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合の
	重大事故等対処設備として,高圧代替注水系は,蒸気タービン駆動ポン
	プにより復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を経由して,原子
	炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【60条5】
	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備
	又は所内常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とし,所内常
	設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合でも,常設代替直流電源設備
	又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とし,中央制御室
	からの操作が可能な設計とする。
	【60条6】
	高圧代替注水系は,常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,
	所内常設蓄電式直流電源設備,常設代替直流電源設備及び可搬型代替直
	流電源設備の機能喪失により中央制御室からの操作ができない場合に
	おいても,現場での人力による原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離
	弁(E51-F082)(原子炉冷却系統施設のうち「5.5 原子炉隔離時冷却
	系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設
	備として兼用),高圧代替注水系注入弁(E61-F003),高圧代替注水系
	タービン止め弁(E61-F050)及び燃料プール補給水系ポンプ吸込弁(P15
	-F001)の操作により,原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧対策及び原

変更前	変更後
	子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の準備が整うまでの期間
	にわたり、発電用原子炉の冷却を継続できる設計とする。なお、人力に
	よる措置は現場にハンドルを設置することで容易に行える設計とする。
	【60 条 7】
	高圧代替注水系の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容
	器, 炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設
	備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設
	備としての設計を行う。
	【60条8】
	5.5 原子炉隔離時冷却系
	5.5.1 系統構成
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却する
	ための設備として, 想定される重大事故等時において, 設計基準事
	故対処設備である原子炉隔離時冷却系が使用できる場合は重大事
	故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。
	【60 条 3】
	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって,設計基準事
	故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合にお
	いても炉心の著しい損傷を防止するために必要な重大事故等対処
	設備として,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプレイ系及び
	原子炉隔離時冷却系が全交流動力電源及び常設直流電源系統の機
	能喪失により起動できない, かつ, 中央制御室からの操作により高
	圧代替注水系を起動できない場合に,原子炉隔離時冷却系を現場操

変更前	変更後
	作により起動できる設計とする。
	【60条1】
	原子炉隔離時冷却系は,全交流動力電源及び常設直流電源系統が
	機能喪失した場合においても、現場で原子炉隔離時冷却系注入弁
	(E51-F003),原子炉隔離時冷却系タービン入口蒸気ライン第二隔
	離弁(E51-F008)(原子炉冷却系統施設のうち「6.1 原子炉隔離
	時冷却系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.5 原子炉隔離
	時冷却系」の設備として兼用),原子炉隔離時冷却系タービン止め
	弁 (E51-F009), 原子炉隔離時冷却系冷却水ライン止め弁 (E51-
	F017), 原子炉隔離時冷却系蒸気供給ライン分離弁 (E51-F082) (原
	子炉冷却系統施設のうち「5.4 高圧代替注水系」の設備と兼用),
	原子炉隔離時冷却系真空タンクドレン弁(E51-F536)及び高圧代
	替注水系蒸気供給ライン分離弁(E61-F064)を人力操作すること
	により起動し,蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水
	を原子炉圧力容器へ注水することで原子炉冷却材圧力バウンダリ
	の減圧対策及び原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の冷却対策の
	準備が整うまでの期間にわたり,発電用原子炉の冷却を継続できる
	設計とする。なお、人力による措置は現場にハンドルを設置するこ
	とで容易に行える設計とする。
	【60条9】
	全交流動力電源が喪失し,原子炉隔離時冷却系の起動又は運転継
	続に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電し
	ている場合は,所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池が枯渇する前
	に常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替

変更前	変更後
	直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の運転継続に必要な直流
	電源を確保する設計とする。
	原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流
	電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電により機能を復
	旧し,蒸気タービン駆動ポンプにより復水貯蔵タンクの水を原子炉
	圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【60 条 11】
	原子炉隔離時冷却系の流路として,設計基準対象施設である原子
	炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大
	事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能について
	重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【60 条 10】
	「「」。 友祥姓 一位黑色八世族
	5.5.2 多様性,位置的分散等 原子炉隔離時冷却系は,設計基準事故対処設備であるとともに,
	原子炉隔離時中却来は,設計塞毕争取対処設備でのるとともに, 重大事故等時においても使用するため,重大事故等対処設備として
	重大事成寺時においても使用する。ただし,多様性及び独立性 の基本方針に示す設計方針を適用する。ただし,多様性及び独立性
	並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はな
	いことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様
	性, 位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	【60条14】
	5.6 低圧代替注水系
	5.6.1 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉注水

41

変更前	変更後
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事
	故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合にお
	いても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するた
	め,発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし
	て,炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応す
	るための低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)を設ける設計
	とする。
	【62条1】
	残留熱除去系 (低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能
	が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水
	系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の
	故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレ
	イ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処
	設備として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水
	移送ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由し
	て原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【62条4】
	炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,原子炉圧力容
	器内に溶融炉心が存在する場合に,溶融炉心を冷却し,原子炉格納
	容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替
	注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、復
	水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ
	注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却でき
	る設計とする。

変更前	変更後
	【62条36】
	発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モ
	ード)の機能が喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交
	流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を
	含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原
	子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備
	として、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送
	ポンプにより,復水貯蔵タンクの水を残留熱除去系等を経由して原
	子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【62条48】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源
	設備に加えて,代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備
	又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。ま
	た、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源
	設備からの給電が可能な設計とする。
	【62条5】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の流路として、設計
	基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧
	力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから,
	流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【62条6】
	5.6.2 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)による原 子炉注水

変更前	変更後
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事
	故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合にお
	いても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するた
	め,発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし
	て, 炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応す
	るための低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)を
	設ける設計とする。
	【62条1】
	残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能
	が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水
	系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の
	故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレ
	イ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処
	設備として,低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)
	は, 直流駆動低圧注水系ポンプにより, 復水貯蔵タンクの水を高圧
	炉心スプレイ系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉
	心を冷却できる設計とする。
	【62 条 7】
	直流駆動低圧注水系ポンプは,常設代替直流電源設備からの給電
	が可能な設計とする。また,系統構成に必要な電動弁(直流)は,
	所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給
	電が可能な設計とする。なお,系統構成に必要な電動弁(交流)は,
	全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置場所にて手動
	操作できる設計とする。

変更前	変更後
	【62条8】
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の流路と
	して,設計基準対象施設である原子炉圧力容器,炉心支持構造物及
	び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用す
	ることから, 流路に係る機能について重大事故等対処設備としての
	設計を行う。
	【62条9】
	5.6.3 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉注水
	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって,設計基準事
	故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合にお
	いても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するた
	め,発電用原子炉を冷却するために必要な重大事故等対処設備とし
	て、低圧代替注水系(可搬型)を設ける設計とする。
	【62条1】
	残留熱除去系 (低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能
	が喪失した場合並びに全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水
	系(原子炉補機冷却海水系を含む。)機能喪失によるサポート系の
	故障により,残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレ
	イ系による発電用原子炉の冷却ができない場合の重大事故等対処
	設備として,低圧代替注水系(可搬型)は,大容量送水ポンプ(タ
	イプI)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子
	炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【62条10】

変更前	変更後
	炉心の著しい損傷, 溶融が発生した場合において, 原子炉圧力容
	器内に溶融炉心が存在する場合に,溶融炉心を冷却し,原子炉格納
	容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として,低圧代替
	注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替
	淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水す
	ることで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心を冷却できる設計
	とする。
	【62条37】
	発電用原子炉停止中において残留熱除去系(原子炉停止時冷却モ
	ード)の機能が喪失した場合及び発電用原子炉停止中において全交
	流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を
	含む。)機能喪失によるサポート系の故障により,残留熱除去系(原
	子炉停止時冷却モード)が起動できない場合の重大事故等対処設備
	として、低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ
	I)により,代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧
	力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。
	【62条49】
	低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源が枯渇した場合におい
	て,重大事故等の収束に必要となる水の供給設備である大容量送水
	ポンプ(タイプI)により海を利用できる設計とする。
	【62条11】
	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代
	替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替
	交流電源設備からの給電が可能な設計とする。

3 - 11 - 194

46

変更前	変更後
	【62条12】
	大容量送水ポンプ(タイプ I )は, 空冷式のディーゼルエンジン
	により駆動できる設計とする。
	【62条13】
	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース
	延長回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施
	設のうち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統
	施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として兼用)により行
	う設計とする。
	【62条15】
	低圧代替注水系(可搬型)の流路として、設計基準対象施設であ
	る原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物
	を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能に
	ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【62条16】
	5.6.4 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、残留熱除去系(低
	圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ
	系と共通要因によって同時に機能を損なわないよう,復水移送ポン
	プを代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬
	型代替交流電源設備からの給電により駆動することで,非常用所内
	電気設備を経由した非常用交流電源設備からの給電により駆動す
	る残留熱除去系ポンプを用いた残留熱除去系(低圧注水モード及び

変更前	変更後
	原子炉停止時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプを用いた
	低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする。
	【62条60】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)は,
	ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで,非常用交流電源設
	備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。
	また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(交流)
	は,代替所内電気設備を経由して給電する系統において,独立した
	電路で系統構成することにより,非常用所内電気設備を経由して給
	電する系統に対して独立性を有する設計とする。
	【62条61】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電動弁(直流)は,
	ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで,所内常設蓄電式直
	流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を有する設
	計とする。また、低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)の電
	動弁(直流)は,125V 蓄電池から125V 直流主母線盤までの系統に
	おいて、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーセ
	ル発電機の交流を直流に変換する電路に対して,独立性を有する設
	計とする。 さらに、常設代替直流電源設備からの給電も可能であり、
	125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独立
	した電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交
	流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。
	【62 条 79】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水貯蔵タンク

変更前	変更後
	を水源とすることで、サプレッションチェンバを水源とする残留熱
	除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して異なる
	水源を有する設計とする。
	【62条62】
	復水移送ポンプは,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンフ
	及び低圧炉心スプレイ系ポンプと異なる区画に設置することで,共
	通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る認
	計とする。
	【62条63】
	復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉建屋原子炉根
	内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を挑
	なわないよう位置的分散を図る設計とする。
	【62条64】
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留
	熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系と共通要因に
	よって同時に機能を損なわないよう,直流駆動低圧注水系ポンプを
	常設代替直流電源設備からの給電により駆動することで,非常用ろ
	流電源設備からの給電により駆動する残留熱除去系ポンプを用い
	た残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系ポンプ
	を用いた低圧炉心スプレイ系に対して多様性を有する設計とする
	【62条65】
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動チ
	(直流)は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、所内
	常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電に

変更前	変更後
	よる遠隔操作に対して多様性を有する設計とする。また,低圧代替
	注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の電動弁(直流)は,
	125V 蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独立した
	電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交流を
	直流に変換する電路に対して,独立性を有する設計とする。 <mark>さらに,</mark>
	125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤までの系統において, 独立
	した電路で系統構成することにより,非常用ディーゼル発電機の交
	流を直流に変換する電路に対して、独立性を有する設計とする。
	【62条66】
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、復水
	貯蔵タンクを水源とすることで,サプレッションチェンバを水源と
	する残留熱除去系 (低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系に対
	して異なる水源を有する設計とする。
	【62条67】
	直流駆動低圧注水系ポンプは,原子炉建屋付属棟内に設置するこ
	とで,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心ス
	プレイ系ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう
	位置的分散を図る設計とする。
	【62条68】
	復水貯蔵タンクは,屋外に設置することで,原子炉建屋原子炉棟
	内のサプレッションチェンバと共通要因によって同時に機能を損
	なわないよう位置的分散を図る設計とする。
	【62条69】
	低圧代替注水系(可搬型)は、残留熱除去系(低圧注水モード及

変更前	変更後
	び原子炉停止時冷却モード),低圧炉心スプレイ系及び低圧代替注
	水系(常設)と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、大
	容量送水ポンプ (タイプ I)を空冷式のディーゼルエンジンにより
	駆動することで, 電動機駆動ポンプにより構成される残留熱除去系
	(低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード),低圧炉心スプレ
	イ系及び低圧代替注水系(常設)に対して多様性を有する設計とす
	る。
	【62 条 70】
	低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は、ハンドルを設けて手動操
	作を可能とすることで,非常用交流電源設備からの給電による遠隔
	操作に対して多様性を有する設計とする。
	【62 条 71】
	また、低圧代替注水系(可搬型)の電動弁は、代替所内電気設備
	を経由して給電する系統において,独立した電路で系統構成するこ
	とにより,非常用所内電気設備を経由して給電する系統に対して独
	立性を有する設計とする。
	【62 条 72】
	低圧代替注水系(可搬型)は、代替淡水源を水源とすることで、
	サプレッションチェンバを水源とする残留熱除去系(低圧注水モー
	ド)及び低圧炉心スプレイ系並びに復水貯蔵タンクを水源とする低
	圧代替注水系(常設)に対して異なる水源を有する設計とする。
	【62 条 73】
	大容量送水ポンプ(タイプ I )は, 原子炉建屋から離れた屋外に
	分散して保管することで,原子炉建屋原子炉棟内の残留熱除去系ポ

変更前	変更後
	ンプ,低圧炉心スプレイ系ポンプ及び復水移送ポンプ並びに原子炉
	建屋付属棟内の直流駆動低圧注水系ポンプと共通要因によって同
	時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。
	【62 条 74】
	大容量送水ポンプ(タイプ I)の接続口は, 共通要因によって接
	続できなくなることを防止するため,位置的分散を図った複数箇所
	に設置する設計とする。
	【62 条 75】
	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び低圧代替注水系
	(可搬型)は,残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因に
	よって同時に機能を損なわないよう,水源から残留熱除去系配管と
	の合流点までの系統について,残留熱除去系に対して独立性を有す
	る設計とする。
	【62条76】
	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、残留
	熱除去系及び低圧炉心スプレイ系と共通要因によって同時に機能
	を損なわないよう,流路を独立することで独立性を有する設計とす
	る。
	【62条77】
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,低
	圧代替注水系(常設)及び低圧代替注水系(可搬型)は、設計基準
	事故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード及び原子炉停止
	時冷却モード)及び低圧炉心スプレイ系に対して重大事故等対処設
	備としての独立性を有する設計とする。

3 - 11 - 200

変更前	変更後
	【62条78】
	5.7 代替循環冷却系
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するため
	の設備として, 炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において, 原
	子炉圧力容器内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備とし
	て代替循環冷却系を設ける設計とする。
	【62条2】
	炉心の著しい損傷及び溶融が発生した場合において,原子炉圧力容器
	内に溶融炉心が存在する場合の重大事故等対処設備として代替循環冷
	却系は、代替循環冷却ポンプにより、残留熱除去系熱交換器にて冷却さ
	れた,サプレッションチェンバのプール水を残留熱除去系を経由して原
	子炉圧力容器へ注水することで原子炉圧力容器内に存在する溶融炉心
	を冷却できる設計とする。
	また、本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却水系(原子炉補機
	冷却海水系を含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計
	とする。
	【62条38】
	代替循環冷却系は,非常用交流電源設備に加えて,代替所内電気設備
	を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。
	【62 条 39】
	代替循環冷却系の流路として,設計基準対象施設である残留熱除去系
	熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構
	造物を重大事故等対処設備として使用することから,流路に係る機能に

変更前	変更後
	ついて重大事故等対処設備としての設計を行う。
	【62条47】
	5.8 ほう酸水注入系
	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するため
	の設備のうち,事象進展抑制のための設備として,ほう酸水注入系を設
	ける設計とする。
	【60条2】
	高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系を用いた発電用原子炉への
	高圧注水により原子炉水位を維持できない場合を想定した重大事故等
	対処設備として,ほう酸水注入系は,ほう酸水注入系ポンプにより,ほ
	う酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ注入すること
	で、重大事故等の進展を抑制できる設計とする。
	【60 条 12】
	ほう酸水注入系の流路として,設計基準対象施設である原子炉圧力容
	器, 炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設
	備として使用することから, 流路に係る機能について重大事故等対処設
	備としての設計を行う。
	【60条13】
	5.9 残留熱除去系(低圧注水モード)
	5.9.1 系統構成
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する
	ための設備として,想定される重大事故等時において,設計基準事

変更前	変更後
	故対処設備である残留熱除去系(低圧注水モード)が使用できる場
	合は, 重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計
	とする。
	【62 条 3】
	全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海
	水系を含む。)機能喪失によるサポート系の故障により、残留熱除
	去系 (低圧注水モード) が起動できない場合の重大事故等対処設備
	として、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(低圧注水
	モード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(低圧注水モード)
	は、常設代替交流電源設備からの給電により機能を復旧し、残留熱
	除去系ポンプによりサプレッションチェンバのプール水を原子炉
	圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。本系統に
	使用する冷却水は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を
	含む。)又は原子炉補機代替冷却水系から供給できる設計とする。
	【62 条 18】
	残留熱除去系(低圧注水モード)の流路として,設計基準対象施
	設である残留熱除去系熱交換器,原子炉圧力容器,炉心支持構造物
	及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用
	することから,流路に係る機能について重大事故等対処設備として
	の設計を行う。
	【62 条 26】
	5.9.2 多様性,位置的分散等
	残留熱除去系(低圧注水モード)は,設計基準事故対処設備であ

変更前	変更後
	るとともに, 重大事故等時においても使用するため, 重大事故等対
	処設備としての基本方針に示す設計方針を適用する。ただし、多様
	性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故
	対処設備はないことから、重大事故等対処設備の基本方針のうち
	「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	【62 条 59】
	5.10 水源, 代替水源移送系
	5.10.1 重大事故等の収束に必要となる水源
	設計基準事故の収束に必要な水源とは別に,重大事故等の収束に
	必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて,発
	電用原子炉施設には,設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設
	備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な水の量を供給す
	るために必要な重大事故等対処設備として、復水貯蔵タンク、サプ
	レッションチェンバ及びほう酸水注入系貯蔵タンクを重大事故等
	の収束に必要となる水源として設ける設計とする。
	【71 条 1】
	また,これら重大事故等の収束に必要となる水源とは別に,代替
	淡水源として淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を設ける
	設計とする。
	【71 条 2】
	また,淡水が枯渇した場合に,海を水源として利用できる設計と
	する。
	【71 条 3】

変更前	変更後
	復水貯蔵タンクは,想定される重大事故等時において,原子炉圧
	力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失した
	場合の代替手段である高圧代替注水系,低圧代替注水系(常設)(復
	水移送ポンプ)及び低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系
	ポンプ)並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である原子炉
	隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源として使用できる設
	計とする。
	【71条6】
	サプレッションチェンバ(容量 2800m³, 個数 1)は, 想定される
	重大事故等時において,原子炉圧力容器への注水に使用する設計基
	準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である代替循環冷
	却系並びに重大事故等対処設備(設計基準拡張)である高圧炉心ス
	プレイ系,低圧炉心スプレイ系及び残留熱除去系(低圧注水モード)
	の水源として使用できる設計とする。
	【71条7】
	ほう酸水注入系貯蔵タンクは、想定される重大事故等時におい
	て,原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機
	能喪失した場合の代替手段であるほう酸水注入系の水源として使
	用できる設計とする。
	【71条8】
	代替淡水源である淡水貯水槽 (No.1) 及び淡水貯水槽 (No.2) は,
	想定される重大事故等時において,復水貯蔵タンクへ水を供給する
	ための水源であるとともに,原子炉圧力容器への注水に使用する設
	計基準事故対処設備が機能喪失した場合の代替手段である低圧代

3 - 11 - 205

変更前	変更後
	替注水系(可搬型)の水源として使用できる設計とする。
	【71条9】
	海は,想定される重大事故等時において,淡水が枯渇した場合に,
	復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに,原子炉
	圧力容器への注水に使用する設計基準事故対処設備が機能喪失し
	た場合の代替手段である低圧代替注水系(可搬型)の水源として利
	用できる設計とする。
	【71条10】
	5.10.2 代替水源移送系
	設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して,重大事
	故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設
	備及び海を利用するために必要な設備として、大容量送水ポンプ
	(タイプI)及び大容量送水ポンプ(タイプⅡ)を設ける設計とす
	る。
	【71条4】
	重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を
	供給するための重大事故等対処設備として,大容量送水ポンプ(タ
	イプI)は、代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽
	(No. 2)の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給でき
	る設計とする。
	【71 条 13】
	また, 淡水が枯渇した場合に, 重大事故等の収束に必要な水源で
	ある復水貯蔵タンクへ海水を供給するための重大事故等対処設備

変更前	変更後
	として,大容量送水ポンプ(タイプI)は,海水を補給水系等を経
	由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。
	【71条14】
	更に,代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)
	の淡水が枯渇した場合に,海水を供給するための重大事故等対処設
	備として、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)は、海水を淡水貯水槽
	(No. 1) 及び淡水貯水槽 (No. 2) へ供給できる設計とする。
	【71条15】
	大容量送水ポンプ (タイプⅠ)及び大容量送水ポンプ (タイプⅡ)
	は、空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる設計とする。
	【71 条 16】
	代替水源及び代替淡水源からの移送ルートを確保するとともに,
	可搬型のホース,大容量送水ポンプ(タイプI)及び大容量送水ポ
	ンプ(タイプⅡ)については、複数箇所に分散して保管する。
	【71条5】
	水源への水の供給に使用するホースの敷設等は,ホース延長回収
	車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち
	「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のう
	ち「5.10.2 代替水源移送系」の設備として兼用)により行う設計
	とする。
	【71条18】
6. 原子炉冷却材補給設備	6. 原子炉冷却材補給設備
6.1 原子炉隔離時冷却系	6.1 原子炉隔離時冷却系

変更前	変更後
原子炉隔離時冷却系は,発電用原子炉停止後,何らかの原因で給水が	原子炉隔離時冷却系は、発電用原子炉停止後、何らかの原因で給水が
停止した場合等に原子炉水位を維持するため,発電用原子炉で発生する	停止した場合等に原子炉水位を維持するため,発電用原子炉で発生する
蒸気の一部を用いたタービン駆動のポンプにより,復水貯蔵タンクの水	蒸気の一部を用いたタービン駆動のポンプにより,復水貯蔵タンクの水
又はサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器に注入し,水	又はサプレッションチェンバのプール水を原子炉圧力容器に注入し,水
位を維持できる設計とする。	位を維持できる設計とする。
また,冷却材喪失事故に至らない原子炉冷却材圧力バウンダリからの	また,冷却材喪失事故に至らない原子炉冷却材圧力バウンダリからの
小さな漏えい及び原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する小口径配管	小さな漏えい及び原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する小口径配管
の破断又は小さな機器の損傷による原子炉冷却材の漏えいに対し,原子	の破断又は小さな機器の損傷による原子炉冷却材の漏えいに対し,原子
炉冷却材を補給する能力を有する設計とする。	炉冷却材を補給する能力を有する設計とする。
【33 条 12】	【33 条 12】
原子炉隔離時冷却系は、短時間の全交流動力電源喪失時においても、	原子炉隔離時冷却系は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処
炉心を冷却する機能を有する設計とする。	するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される
【33 条 17】	までの間、炉心を冷却する機能を有する設計とする。
	【33 条 17】
6.2 補給水系	6.2 補給水系
通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心スプレイ系及び原	通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心スプレイ系及び原
子炉隔離時冷却系の原子炉への注入水を貯留するため,復水貯蔵タンク	子炉隔離時冷却系の原子炉への注入水を貯留するため,復水貯蔵タンク
を設置する設計とする。	を設置する設計とする。
【33 条 8】	【33 条 8】
7. 原子炉補機冷却設備	7. 原子炉補機冷却設備
7.1 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)	7.1 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)
7.1.1 系統構成	7.1.1 系統構成

変更前	変更後
最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である原子	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である原子
炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、発電用原子	炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は,発電用原子
炉停止時に残留熱除去系により除去された原子炉圧力容器内にお	炉停止時に残留熱除去系により除去された原子炉圧力容器内にお
いて発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を,最終	いて発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を,常設
的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	代替交流電源設備から電気の供給が開始されるまでの間の全交流
	動力電源喪失時を除いて,最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が
	可能な設計とする。
また,津波又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される	また, 津波, 溢水又は発電所敷地若しくはその周辺において想定
発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある	される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ
事象であって人為によるものに対して安全性を損なわない設計と	がある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわない
する。	設計とする。
【33条18】	【33条18】
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧
炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含	炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含
む。)は、非常用炉心冷却系の区分に対応した3系統構成とするこ	む。)は、非常用炉心冷却系の区分に対応した3系統構成とするこ
とにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定し	とにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定し
た場合でも,非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	た場合でも,非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的
な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。
【33条19】	【33 条 19】
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、淡水	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は,淡水
ループである原子炉補機冷却水系と,海水系である原子炉補機冷却	ループである原子炉補機冷却水系と,海水系である原子炉補機冷却
海水系から構成する設計とする。	海水系から構成する設計とする。
【33条20】	【33条20】
	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却する

3 - 11 - 209

61

変更前	変更後
	ための設備, 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備, 原子炉
	格納容器内の冷却等のための設備,原子炉格納容器の過圧破損を防
	止するための設備又は原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却する
	ための設備として, 想定される重大事故等時において, 設計基準事
	故対処設備である原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含
	む。)が使用できる場合は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)
	として使用できる設計とする。
	【62 条 19】【62 条 28】【62 条 40】【62 条 51】【63 条 2】【64 条 20】
	【64 条 32】【65 条 3】【66 条 36】
	7.1.2 多様性,位置的分散等
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)は、設計
	基準事故対処設備であるとともに,重大事故等時においても使用す
	るため,重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適
	用する。 ただし,多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき
	対象の設計基準事故対処設備はないことから,重大事故等対処設備
	の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置的分散等」に示す設計方
	針は適用しない。
	【63 条 45】
7.2 高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を	7.2 高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を
含む。)	含む。)
7.2.1 系統構成	7.2.1 系統構成
最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である高圧	最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備である高圧

変更前	変更後
炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含	炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含
む。)は、重要安全施設において発生した熱を、最終的な熱の逃が	む。)は、重要安全施設において発生した熱を、常設代替交流電源
し場である海へ輸送が可能な設計とする。	設備から電気の供給が開始されるまでの間の全交流動力電源喪失
	時を除いて,最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計と
	する。
また,津波又は発電所敷地若しくはその周辺において想定される	また, 津波, 溢水又は発電所敷地若しくはその周辺において想定
発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある	される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれ
事象であって人為によるものに対して安全性を損なわない設計と	がある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわない
する。	設計とする。
【33 条 18】	【33 条 18】
原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)及び高圧
炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含	炉心スプレイ補機冷却水系 (高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含
む。)は、非常用炉心冷却系の区分に対応した3系統構成とするこ	む。)は、非常用炉心冷却系の区分に対応した3系統構成とするこ
とにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定し	とにより,非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定し
た場合でも,非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的	た場合でも,非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的
な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。	な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。
【33 条 19】	【33 条 19】
高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水	高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水
系を含む。)は,淡水ループである高圧炉心スプレイ補機冷却水系	系を含む。)は,淡水ループである高圧炉心スプレイ補機冷却水系
と,海水系である高圧炉心スプレイ補機冷却海水系から構成する設	と,海水系である高圧炉心スプレイ補機冷却海水系から構成する設
計とする。	計とする。
【33 条 23】	【33 条 23】
	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として,想定される
	重大事故等時において,設計基準事故対処設備である高圧炉心スプ

変更前	変更後
	レイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水系を含む。)が
	使用できる場合は重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用
	できる設計とする。
	【63条2】
	7.2.2 多様性,位置的分散等
	高圧炉心スプレイ補機冷却水系(高圧炉心スプレイ補機冷却海水
	系を含む。)は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故
	等時においても使用するため,重大事故等対処設備としての基本方
	針に示す設計方針を適用する。ただし,多様性及び独立性並びに位
	置的分散を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことか
	ら,重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性,位置
	的分散等」に示す設計方針は適用しない。
	【63 条 45】
	7.3 原子炉補機代替冷却水系
	7.3.1 系統構成
	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送す
	る機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納
	容器の破損(炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)
	を防止するため,最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な重
	大事故等対処設備として,原子炉補機代替冷却水系を設ける設計と
	する。
	【63 条 1】

変更前	変更後
	原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の故障又
	は全交流動力電源の喪失により,最終ヒートシンクへ熱を輸送する
	機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として,原子炉補機代替
	冷却水系は,サプレッションチェンバへの熱の蓄積により原子炉冷
	却機能が確保できる一定の期間内に,原子炉補機代替冷却水系熱交
	換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水ポンプ
	(タイプI)により原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットに海
	水を送水することで,十分な余裕を持って残留熱除去系等の機器で
	除去した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計と
	する。
	【63 条 37】
	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユ
	ニットを原子炉補機冷却水系に接続し,大容量送水ポンプ(タイプ
	I)により取水口又は海水ポンプ室から海水を取水し, 原子炉補機
	代替冷却水系熱交換器ユニットに海水を送水することで,残留熱除
	去系熱交換器又は燃料プール冷却浄化系熱交換器で除去した熱を
	最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。
	【62 条 21】【62 条 30】【62 条 42】【62 条 53】【63 条 38】【64 条 22】
	【64条34】【65条9】【66条39】【69条58】
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポン
	プ(タイプ I)は,空冷式のディーゼルエンジンにより駆動できる
	設計とする。
	【62 条 22】【62 条 31】【62 条 43】【62 条 54】【63 条 39】【64 条 23】
	【64条35】【65条10】【66条40】【69条59】

変更前	変更後
	原子炉補機代替冷却水系に使用するホースの敷設は,ホース延長
	回収車(台数4(予備1))(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の
	うち「4.2 燃料プール代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設
	のうち「7.3 原子炉補機代替冷却水系」の設備として兼用)によ
	り行う設計とする。
	【62 条 24】【62 条 33】【62 条 45】【62 条 56】【63 条 41】【64 条 25】
	【64条37】【65条12】【66条42】【69条60】
	原子炉補機代替冷却水系の流路として,設計基準対象施設である
	残留熱除去系熱交換器を重大事故等対処設備として使用すること
	から,流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を
	行う。
	【63 条 42】
	7.3.2 多重性又は多様性及び独立性,位置的分散
	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷
	却海水系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損なわないよ
	う,原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポン
	プ (タイプI)を空冷式のディーゼルエンジンにより駆動すること
	で,電動機駆動ポンプにより構成される原子炉補機冷却水系(原子
	炉補機冷却海水系を含む。)に対して多様性を有する設計とする。
	また,原子炉補機代替冷却水系は,原子炉格納容器フィルタベント
	系及び耐圧強化ベント系に対して,除熱手段の多様性を有する設計
	とする。
	【63 条 51】

変更前	変更後
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット及び大容量送水ポン
	プ(タイプ I )は, 原子炉建屋, 海水ポンプ室及び排気筒から離れ
	た屋外に分散して保管することで,原子炉建屋内の原子炉補機冷却
	水ポンプ, 原子炉補機冷却水系熱交換器, 耐圧強化ベント系及び原
	子炉格納容器フィルタベント系並びに屋外の原子炉補機冷却海水
	ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分
	散を図る設計とする。
	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットの接続口は,共通要因
	によって接続できなくなることを防止するため,位置的分散を図っ
	た複数箇所に設置する設計とする。
	【63 条 52】
	原子炉補機代替冷却水系は,原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷
	却海水系を含む。)と共通要因によって同時に機能を損なわないよ
	う,原子炉補機冷却海水系に対して独立性を有するとともに,原子
	炉補機代替冷却水系熱交換器ユニットから原子炉補機冷却水系配
	管との合流点までの系統について,原子炉補機冷却水系に対して独
	立性を有する設計とする。
	【63 条 53】
	これらの多様性及び系統の独立性並びに位置的分散によって,原
	子炉補機代替冷却水系は,設計基準事故対処設備である原子炉補機
	冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)に対して重大事故等対
	処設備としての独立性を有する設計とする。
	【63 条 54】

67

3 - 11 - 215

変更前	変更後
	<ul> <li>7.4 重大事故等の収束に必要となる水源 海は、想定される重大事故等時において、原子炉補機代替冷却水系の 水源として利用できる設計とする。</li> <li>【71条10】</li> </ul>
8. 原子炉冷却材浄化設備	8. 原子炉冷却材浄化設備
<ul> <li>8.1 原子炉冷却材浄化系</li> <li>原子炉冷却材浄化系は、原子炉冷却材の純度を高く保つために設置するもので、原子炉再循環系配管及び原子炉圧力容器底部から原子炉冷却 材を一部取り出し、原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器によって浄化脱塩し て復水給水系へ戻すことにより、原子炉冷却材中の不純物及び放射性物 質の濃度を発電用原子炉施設の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ ことができる設計とする。</li> <li>【33条14】</li> <li>放射性物質を含む原子炉冷却材を、原子炉起動時、停止時及び高温待 機時において、原子炉冷却系統外に排出する場合は、原子炉冷却材浄化 系により原子炉冷却材を浄化して、液体廃棄物処理系へ導く設計とす る。</li> <li>【29条1】</li> </ul>	変更なし
9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置	9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置
原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいに対して、ド	変更なし
ライウェル送風機冷却コイルドレン流量測定装置,ドライウェル床ドレン	
サンプ水位測定装置,ドライウェル機器ドレンサンプ水位測定装置及び格	

変更前	変更後
納容器内ダスト放射線濃度測定装置を設ける設計とする。	
このうち,漏えい位置を特定できない原子炉格納容器内の漏えいに対し	
ては、ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置により、1 時間以内に	
0.23m <sup>3</sup> /h の漏えい量を検出する能力を有する設計とするとともに,自動	
的に中央制御室に警報を発信する設計とする。	
また、測定値は、中央制御室に指示する設計とする。	
【28条3】	
ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置は,ドライウェル床ドレンサ	
ンプに設ける設計とする。	
【28条5】	
原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいは,ドライウ	
ェル床ドレンサンプ水位測定装置にて検出できる設計とする。	
【28条6】	
ドライウェル床ドレンサンプ水位測定装置が故障した場合は,これと同	
等の機能を有するドライウェル送風機冷却コイルドレン流量測定装置及	
び格納容器内ダスト放射線濃度測定装置により,漏えい位置を特定できな	
い原子炉格納容器内の漏えいを検知可能な設計とする。	
【28条4】	
10. 流体振動等による損傷の防止	10. 流体振動等による損傷の防止
原子炉冷却系統,原子炉冷却材浄化系及び残留熱除去系(原子炉停止時	変更なし
冷却モード)に係る容器,管,ポンプ及び弁は,原子炉冷却材の循環,沸	
騰その他の原子炉冷却材の挙動により生じる流体振動又は温度差のある	
流体の混合その他の原子炉冷却材の挙動により生じる温度変動により損	

変更前	変更後
<ul> <li>傷を受けない設計とする。</li> <li>【19条2】</li> <li>管に設置された円柱状構造物で耐圧機能を有するものに関する流体振動評価は、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(J SME S 012)の規定に基づく手法及び評価フローに従った設計とする。</li> <li>【19条3】</li> <li>温度差のある流体の混合等で生じる温度変動により発生する配管の高サイクル熱疲労による損傷防止は、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労による損傷防止は、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S 017)の規定に基づく手法及び評価フローに従った設計とする。</li> <li>【19条4】</li> </ul>	
<ul> <li>11. 主要対象設備</li> <li>原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の対象となる主要な設備</li> <li>について、「表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト」に示す。</li> </ul>	<ul> <li>11. 主要対象設備</li> <li>原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の対象となる主要な設備</li> <li>について、「表1 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の主要設備リスト」に示す。</li> <li>本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、「表2 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の兼</li> <li>用設備リスト」に示す。</li> </ul>